

富永商事株式会社
電気供給約款
別紙 I

2023年4月1日より施行の電気供給約款 13 (料金) に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙 I の適用日は 2023年4月1日とします。

料金プラン：トミナガ従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(イ) に該当し、かつ、(ロ) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (電源調達調整) によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、算定された電力量料金の合計が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

基本料金

	単位	料金(税込)
1 契約		1,210 円

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき (240kwh まで)	1kWh	20 円 35 銭
1kwh につき (240.1kwh から)	1kwh	25 円 30 銭

料金プラン：トミナガ従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(イ) に該当し、かつ、(ロ) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと

し、お客さまからお申し出いただけます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (電源調達調整) によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。算定された基本料金と電力量料金の合計が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

基本料金

単位	料金(税込)
1kVA	254 円 60 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 76 銭

最低利用料金

単位	料金(税込)
1 契約	7,000 円 00 銭

料金プラン：トミナガ低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、イ に該当し、かつ、ロ の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと

し、お客さまからお申し出させていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

固定基本料金

単位	料金(税込)
1契約	1,020円

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	733円30銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	19円05銭
その他季	1kWh	17円20銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増

次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。

- (イ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。